

山口東京理科大学
調査特別委員会記録

平成30年3月16日

【開催日】 平成30年3月16日

【開催場所】 第2委員会室

【開会・散会時間】 午前10時～午後1時46分

【出席委員】

委員長	高松秀樹	副委員長	藤岡修美
委員	奥良秀	委員	笹木慶之
委員	中村博行	委員	松尾数則
委員	森山喜久	委員	山田伸幸
委員	吉永美子		

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議長	小野泰	副議長	矢田松夫
----	-----	-----	------

【執行部】

副市長	古川博三	大学推進室長	松永信治
大学推進室副室長	大谷剛士	大学推進室職員	榎坂昌歳
大学推進室主任主事	尼崎幸太	大学推進室技師	藤重智典
大学推進室職員	平田崇	大学推進室職員	伊藤純二

【事務局出席者】

局長	中村聡	議事係長	中村潤之介
----	-----	------	-------

【付議事項】

- 1 議案第49号 公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学中期目標の変更について (大学)
- 2 山口東京理科大学薬学部建設工事について

午前10時 開会

高松秀樹委員長 定刻となりましたので、山口東京理科大学調査特別委員会を開会いたします。本日の審査は、まず最初に議案第49号公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学中期目標の変更について、執行部から説明をお願いいたします。

大谷大学推進室副室長 議案第49号公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学中期目標の変更について御説明いたします。これは、山陽小野田市立山口東京理科大学に、平成30年4月1日に薬学部の設置をすることについて、平成29年3月15日に公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学が、文部科学大臣に対して「薬学部設置認可申請書」を提出され、同年8月29日に文部科学大臣から平成30年4月1日の薬学部設置の認可通知を頂いたことに伴い、中期目標に記載している教育研究組織の一部について変更するものであります。市では、薬学部設置の認可を受けたことにより、薬学部の設置等を定款に反映させるため、「公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学定款」の変更について、平成29年第4回（12月）市議会定例会に議案を上程し、平成29年12月22日に可決いただきました。公立大学法人の設置者が市の場合、定款は、都道府県知事の認可を得た後にその効力を生じることとなりますので、山口県知事に対し定款変更の申請を行い、平成30年2月14日に認可の通知を頂きました。通常、定款の変更と中期目標の変更の関係性はありませんが、このたびの中期目標の変更は薬学部設置に伴う変更であり、定款の変更においても変更理由の一つに薬学部設置に関するものがあり、その変更箇所は中期目標において引用している箇所でしたので、定款の変更が山口県知事から認可されるのを待って、議案として提出しました。このたび、変更した箇所は3点あります。議案の新旧対照表を御覧ください。表の左側が変更後、右側が変更前となっています。変更箇所には下線が引いてあります。まず、1点目は、(基本的な目標)の上から4行目に記載のある「理工系」を「薬工系」に改めています。この箇所は、定款における(目的)を引用しており、昨年12月定例会において変更の可決をいただきました定款と同じ箇所になります。2

点目は、「第1 中期目標の期間及び教育研究上の基本組織」の第2項の「教育研究上の基本組織」に平成30年4月1日に設置される学部・学科である「薬学部：薬学科」を既存の学部である「工学部」の下に追加しています。最後に、3点目は、「第4 業務運営の改善及び効率化に関する目標」の第2項の「教育研究組織の見直しに関する目標」の「(2) 薬学部の設置」に関する記述を削除しています。これは、中期目標を定めた際に、平成30年4月を目標に、薬学部の設置を目指すこととした内容でしたが、国から平成30年4月1日の薬学部設置の認可があり、このたび「教育研究上の基本組織」に薬学部を記載しましたので、削除しています。なお、当該中期目標は、市長が、6年間の期間において公立大学法人が達成すべき業務運営に関する目標を定めるもので、具体的には、「業務の質の向上に関する事項」や「業務運営の改善及び効率化に関する事項」、「財務内容の改善に関する事項」等の事項を定めています。この中期目標を達成するための具体的な目標や指標等については、この中期目標に基づき、公立大学法人が作成する中期計画や年度計画において定めることとなりますので、当該中期目標が議会において可決されましたら、当該中期目標を公立大学法人にお示しし、公立大学法人において薬学部を反映した中期計画に変更されるとともに、年度計画を作成されることとなり、薬学部についての具体的な目標や指標が示されることとなります。以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い致します。

高松秀樹委員長 執行部の説明が終わりました。委員からの質疑を求めます。

山田伸幸委員 以前は二つの学科を標榜しておられたと思うんですが、これが今薬学科一つだけになったと思っているんですが、その経過が説明できれば。

大谷大学推進室副室長 委員御指摘のとおり、当初薬学部はこの薬学科と創薬学科の2学科で進めていて、定員は120人のそれぞれ60人ずつで検討していましたが、大学との協議を重ねる中で、全学生が薬剤師の国家

試験を受験して合格することを目標にするということで、薬学科1個となりました。

山田伸幸委員 創薬というのは、中身としてはどういう学科だったはずなんですか。

大谷大学推進室副室長 詳しくは分かりませんが、研究部門ということで企業等で研究をしていく、創薬学科を出て企業という形で流れておったと思いますが、薬学科については6年間学校で過ごされて、卒業されるときに薬剤師の国家試験を取っていくという流れだったと思います。ほかの公立大学にしても、現在薬学科と創薬学科のあるところがありますが、岐阜県立でしたか、そちらのほう公立大学についても薬学科1本と変更されています。

高松秀樹委員長 ほかに質疑がないようなので、討論に入ります。討論はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしということで、採決に入ります。議案第49号公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学中期目標の変更について、賛成の方、挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

高松秀樹委員長 全員賛成で、可決すべきものと決しました。では、ここで暫時休憩をします。

午前10時8分 休憩

午前11時19分 再開

高松秀樹委員長 それでは、山口東京理科大学調査特別委員会を再開いたします。山口東京理科大学薬学部建設工事について、執行部から説明をお願いします。

松永大学推進室長 お手元に工事の関係の資料が行っていると思います。二つありまして、一つはそれぞれの工事の内訳が入ったもの、それから今後の予定ということで一つ入れています。まず、全体の工事のリストですけど、前回委員会で委託工事、それからC棟の関連が抜けているのではないかと御指摘がありましたので、それらを加えて入札経緯についてという資料をお渡ししています。一点ほど、私のほうでパソコンの打ちミスがありましたので、おわびをさせていただきます。先般、工事の当初設計額、6億5,275万4,160円でお渡しさせていただきましたが、お手元に行っている数字が正しいものです。よろしくお願ひします。

次に、繰越し関係の説明をさせていただきたいと思います。A棟及びC棟等の工事の今後の予定については、お手元にお示しをしたとおりです。A棟関連は、1回目の仮使用申請の有効期限を平成30年5月19日としていますので、工期末をこの日とし、この日までに電気、建築主体、機械、全ての工事を完了させ、また市の完了検査、消防検査、主事検査等を全て完了させる予定としています。このことにより、A棟の供用開始は6月1日からとなります。ただし、紀伊國屋の備品搬入が5月19日までに全て完了しないという通知を受けています。紀伊國屋の備品が全て入らないということで、機械設備の試運転は備品搬入後となりますので、一部機械設備工事が後ろに引っ張る可能性がありますので、あらかじめ申し添えておきます。次にC棟関連は空気調和設備工事の工期末が、平成30年11月30日となっていますので、こちらに工期末を合わせております。工事費の増工についてですが、内訳を工期延長に伴うもの、B棟仮使用に伴うもの、その他理由に伴うものに分けており、それぞれ所定の手続により算出をしましたが、その他理由に伴うものについて網掛けをさせていただいています。最終精算に入っております、この数字が大きく異なることはないと考えていますけども、先般来からB棟の関係で職員をそちらで対応させていただいた関係で、昨日からこの繰越し関係の作業に入っています。今朝方まで調整をさせていただいて、概数で出させていただきます。近日中には精査した数字が出て

くると思われますが、大変申し訳ないんですけど概数で御了解いただきたいと思えます。B棟の関係ですが、今週の12日から14日の間に消防検査、主事検査が行われまして、若干の手直しの指摘はありましたけれども、当初議員の皆様にご説明をさせていただいたとおり、B棟については3月20日から仮使用ができる状況になっていまして、大学の引っ越しも先生方の引っ越し等々も含めて3月20日から始まるということです。B棟の備品の関係については、紀伊國屋のほうで鋭意据付け、搬入をしていただいておりますが、これらについては3月の末までに取りあえず物が入り切る、それから若干の配管、配線等の調整がありますので、4月までそれらの関係が残ることになっています。土曜日は職員を出して検収をするということで、31日までになるべく多く入れていただいて、使えるようにしていきたいと考えているところです。

高松秀樹委員長 では、今資料で説明があった部分を中心に質疑を求めます。

山田伸幸委員 その他理由によるものとはどういう理由ですか。

松永大学推進室長 C棟の電気設備工事ですが、A棟もB棟も同様でしたが、備品が入ってきて、その確定によって電力状況が判明してくるということで、配線の仕様を見直さないといけないということが出ていますので、C棟電気工事は配線仕様の見直しに係るものと御理解いただきたいと思えます。C棟の給排水衛生ガス設備工事については、配管関係の仕様見直しが出ていますので、これに係る増工です。C棟の建築主体工事です。これの主な理由は四つありまして、まず一つはB棟の仮使用を行うために、B棟とC棟が1階でつながっていますが、これらの工事の持合いの見直しをさせていただいて、本来B棟ですべきところをC棟へ移し替えをしたというものです。B棟の減額をしてC棟に積み増した工事が1件、それから備品を確定したことによりまして、この備品も大学と協議しながら入れていってるわけですが、これに伴いまして、下地とかの補強が必要となってくるものがありまして、これら備品確定に伴う変更が

一点、大学側から実験室の仕様、あるいはその他附属設備の追加の要請があります。大学要望によるものが一つ、従前からの工事と同様に設計図面にあって見積積算資料から漏れていたもの、この四点の理由で変更を掛ける予定です。目安として、先ほど概数で申し上げましたが、その内訳としまして、BとCの持合いの関係で増工する金額が約200万円、備品の関係の補強関係で追加するものが約700万円、大学要望による実験室、あるいは関係施設の見直しに伴うものが1,200万円、設計図書にあって見積積算資料になかったものの概数が約1,000万円で、約3,100万円となっています。

山田伸幸委員 設計当初なくて後で出てきたものは具体的に何ですか。

松永大学推進室長 内装パネルの関係です。詳細が要りますか。今朝、うちの職員が作業した後に現場のから確認をしたので、私も詳細の把握をしていませんけれども、内装パネルの数量に異動がある。ちょっと待ってください。

藤重大学推進室技師 あい設計のほうで、C棟の内装の見積りを業者を取られたときに、内部の間仕切壁の部分の見積りは出ていたのですが、内部の外壁面に対する内装パネルが抜けていまして、その部分が単純に追加になっています。

山田伸幸委員 それが分かったのはいつですか。

松永大学推進室長 いろいろと漏れたという話が出て、機械のときもそうだったんですが大体12月ぐらいから、これは前回の委員会でも御説明しましたが、精算を見込んで12月に入って調整に入りました。その時点で漏れていることは確認できました。

山田伸幸委員 この漏れた分の責任は問われないんですか。

松永大学推進室長 あい設計の部分は、この次に御説明しようかと思っていたんですが、もうしてもよろしいですか。あい設計の設計ミスについての。

高松秀樹委員 後にしましょうか。そのほか皆さんから。この変更契約の額というか、もともとの契約額を見ると、議会の議決が必要なのはC棟の建築主体工事は契約変更の議決が今後要るということですよ。その予定はどのようにお考えですか。

松永大学推進室長 現状からして作業状態から申し上げますと、週明けには精算して起工を回すということにしていますが、年度をわたるので、専決をせざるを得ないという状況です。

山田伸幸委員 議会がまだ28日まであるんですけれど、それにも間に合わないということですか。

松永大学推進室長 作業上から言いますと、ぎりぎりになりそうです。

山田伸幸委員 繰越明許については、また後でもう一回されますか。

松永大学推進室長 今お手元にある工事は、全て繰越明許の対象になり、これらは大変申し訳ないんですけれども、議案として上げる時間的なものはありませんので、今のところ併せて繰越明許をする予定にしています。

山田伸幸委員 繰越明許を専決で上げるということですか。

松永大学推進室長 現状、年度をわたるために、契約をするためには繰越明許をせざるを得ませんので、それらについても専決をさせていただきたいと考えています。

山田伸幸委員 基本はやはり議決ですよね。まだ会期中にもかかわらずそれを言われると議会としてどうなのかなと思うんですけど、検討はできないんでしょうか。例えば、28日を何日か延ばすとかいう検討も必要になってくるんですか。それとも31日になるんでしょうか、土曜日ですけど。

松永大学推進室長 作業は恐らく31日ぎりぎりぐらいまで掛かるであろうと思います。これについてもとにかく間に合わせようとやっていますけれども、議案として上程することは物理的には不可能ではないかなと考えています。

山田伸幸委員 それは繰越明許の金額が特定できないからでしょうか。

松永大学推進室長 実は今日も出来形検査をやっています。金額確定ができていないものもありますし、最終的に送る金額もどうするかという調整もまだ最終的に済んでいないので、それらの精査をしてとなります。

山田伸幸委員 工期については議決事項ではないということだったんですが、契約額の変更だとか繰越明許については議決ということで、前回の資料で出されておりますが、最大限に議決を得る努力はできないんでしょうか。副市長いかがですか。

古川副市長 手法はおっしゃるように議会の議決と専決があり、これは地方自治法に定められた手法と理解しています。議会議決が優先するということは山田議員の御指摘のとおりと私も考えていますが、とにかく、今、B棟の確認等に全精力を費やして、B棟がやっと20日以降、使えるような形になるということで、A棟については室長が説明したような形になっているということ、最大限頑張っているのを御理解をいただきたいと思います。最大限期間を縮めるよう頑張ると思いますが、それしか私も言うことを持ち合わせていません。

山田伸幸委員　それこそ、全庁を挙げてということにはならないんですか。応援も入れて、何とか議決にこぎ着けるという努力はできないんでしょうか。

松永大学推進室長　それぞれ工事には担当の職員が就いておまして、急にほかの職員が入っても、今から教えてやるほうが手戻りが多いと考えられます。先ほど言いましたように、私たちも本当にこの問題については職員全員が当たってきて、やっている状況ですので、精一杯努力をしたということではございますが、結果として、どうしても間に合わなかったということです。これらも、12月ぐらいから特別委員会を設置させていただいて、いろいろと説明する中で、いろんな事態が想定されるということで、適宜御説明をさせていただきながら御理解を得たいということで、今日も正規の数字を出してきちんと御説明するのが筋ではあると思いますけれども、今分かる状況を議会の皆さんに御説明をして御理解いただきたいという姿勢で臨んでいますので、その事情については御理解いただければと私としては考えています。

中村博行委員　工期が延長ということで、一応A・B関係については5月19日、C棟関係では11月30日という設定をされているんですけど、期日について、業者関係にはどのような重さを持ってもらうかという意味で、何か具体的な考えがありますか。

松永大学推進室長　A棟については、この6月1日の供用開始は、山田委員からも御指摘がありましたように、先生の異動を含んだ上での日程調整ですので、これは業者にも理解をしていただいています。仮使用の1回目の期限も5月19日と決まっていますので、この辺りも重々御理解いただいた上での設定とさせていただいています。C棟の関係は、工期についての調整をした上での入札をさせていただいていますので、この方向で進めさせていただきたいと考えていますし、動物飼育舎の代替施設と

して民間業者の施設をお借りするということにしていますけれども、契約期限を12月末で設定していますので、これらについても御理解いただきたいながら工事の施工はやっていただきたいと考えています。

中村博行委員 それについて、ペナルティのようなこともお考えかということを探ねています。

松永大学推進室長 今後については、前の市長のお約束の問題もありますが、これは適正に進めていますし、今の時点で工程的に無理があるという認識をしていませんので、契約約款どおり適切に対応させていただきたいと考えています。

山田伸幸委員 契約約款どおりとは、どの範囲を言われるのでしょうか。

松永大学推進室長 ペナルティの条項は、約款第41条に規定していますので、工期遅延についてはこれで対応させていただくということです。

山田伸幸委員 これは遅延した業者全てということですか。

松永大学推進室長 そういうことがないように、今回は建築主体の業者、機械設備の業者、電気設備の業者に集まっていただいて設定をしましたので、3社で守っていただけたと考えていますが、先ほど申しましたように1点だけ心配なのが、紀伊國屋の備品搬入の見通しがまだ立っていません。これの試運転がありますので、機械設備についてはこの調整が残るということで御理解をいただきたいと思います。

高松秀樹委員長 次も資料がまだありますので、次の資料についてお願いします。

松永大学推進室長 次に行く前に、あい設計の説明をさせていただきます。こ

れについては、先般来から委員会のほうに適宜御説明をしてきましたが、私たちもあい設計を呼んで何度か話をさせてもらっています。業者もいろいろとおっしゃりたいことがあったようです。主にあい設計の問題については2点ほどありまして、1点はまずC棟機械設備工事の積算ミス、これは前回お話が出たと思います。このことについて、あい設計からの説明では、平成28年5月の概算時において、約2億円の見積りを動物空調機器メーカーから受領したということです。東京理科大学と動物空調機器メーカーが直接打合せをし、スペック等について大学要望をおおむね満たす設計を完了した。その後、機械設備工事の設計書を取りまとめる際に、見積書2億円を誤って2,000万円と転記した。それで、平成29年3月に設計成果品を市へ納入したということです。平成29年4月及び5月に入札を行ったが不落となった。平成29年6月に市から見積書への転記ミスがないかと指摘された、という経緯でして、C棟機械設備工事の設計金額問題は、あい設計の桁を間違う転記ミスをしたということが判明しています。2点目、これも10月から議会で御指摘があった、設計図面にあって見積積算資料に数値が漏れている。これが先ほども御説明したように、工事で多々認められていることですが、あい設計からの説明では、平成28年2月3日に契約をしたが、同年5月末まで建設場所と変更平面計画が決まらず、実施設計に入れなかった。東京理科大学教授陣へのヒアリングに時間を費やしたことも影響し、特に設備設計積算の期間が約2週間と大変短いものであった。入札が急がれており、くい工事、建築主体工事、電気設備工事、機械設備工事それぞれについて、起工の起案をする1週間前に設計成果品を納める結果となったという報告がありました。よって、適正な設計期間が確保されていなかったことが主な原因であったとのことでした。以上の報告を受けましたので、これら事項について、報告書で市に提出するよう指示をいたしました。あい設計及び收受した市への対応は、この報告書を受けて、ということになります。以上です。

山田伸幸委員 桁間違いが、市でも分からなかったんですか。

松永大学推進室長 このC棟の機械設備工事については、先般議決をいただいた際にも若干触れましたが、余り例がない工事です。当然、市の職員も十分な知見を持って成果品を受けている状況ではありませんでしたので、出たものについて特に疑念もなく頂いてしまったということです。

高松秀樹委員長 でも、2億円が2,000万円って、これ普通分かりますよね、どう考えても。恐らく参加された業者も分かっていたんじゃないかという気もするんですが、今となっては何とも分からないんですが。ちょっと市の体制も、もちろんあい設計の桁一つ間違うってのは大問題なんですけど、市がそれをちゃんとチェックできなかったというのも大きな問題で、このことによって少なくとも2回ほど無駄な入札をされたわけですよ、職員を使って、時間を使って。そういうところを今後どうしていくのかってのを考えていくべきだと思うんです。

山田伸幸委員 ここでもいわゆる失われた3か月というのが言われたんですけど、この時期に符合しているんでしょうか。

松永大学推進室長 建設場所が定まらない、あるいは変更平面計画が決まらないというのは、この協議が長引いたということの影響だろうと考えています。

山田伸幸委員 その責任は誰なんですか。

松永大学推進室長 今、私が軽々しく責任論を述べる立場にはありませんが、私たちもこういう工事で職員を投入してやっている状況ですが、少し落ち着いてその辺りの検証はしてみるべきではないかと考えています。

山田伸幸委員 その辺のところは、平田さんが御存じじゃないですか。

平田大学推進室職員 この責任はということですが、一応私の立場といたらおかしいんですけども、情報を取ろうにも先方と一切連絡が取れなかった状況にありました。

高松秀樹委員長 先方って、あい設計ですか。大学ですか。

平田大学推進室職員 大学です。

山田伸幸委員 その時期というのは、大学側が山陽小野田市側と一切連絡をしないとしていたと判断していいでしょうか。

平田大学推進室職員 少なくとも、私の個人的な判断となりますけれども、情報を入れても返事が返ってこないという状況が3か月続きました。

山田伸幸委員 ということは、遅れた責任の一端は大学にもあると判断していいですか。

松永大学推進室長 先ほど言いましたが、私たちがここで責任論を述べる立場にはありませんが、協議というものは簡単にまとまる場合もありますし、お互いの意見の相違があれば時間が掛かる、これも協議です。したがって、協議が長引くことの責任論というのは、その背景等々も精査をしていかないと分からない事案であろうと考えていますので、今後私たちも体制的に条件が整えば考えていくべき案件であろうと考えます。

高松秀樹委員長 その3か月の話にもなったんで、次の資料も一緒に説明してください。

松永大学推進室長 それでは、先般前市長の内容について文書はあるかというお問合せでしたので、こちらから「あります」と御返答をしました。お手元に、1月31日付けの前市長の文書があると思います。この経緯に

については、そもそもこの問題が出て、最終的に発言者が市長であるという指摘もありましたので、私と大谷副室長とで最初に1月26日に前市長のところに伺い、お話を伺ったところです。関連することについては、いろいろと断片的にお話はあったんですが、要は、お手元にある文書の内容を私たちにお話されました。私たちも一たびお聞きをして、もう一度、私と大谷の聞いた内容を整理した上で、1月30日に、「こういうお話でよろしかったでしょうか」ということで文案を整理して持ってきました。その文案を前市長が御覧になられまして、間違いがないということで、日付を入れていただき、署名押印をしていただいたということです。それで、今回、文書開示の要請がありましたので、文書開示に先立ち、情報公開条例に規定する手続を行うため、3月14日に前市長の御自宅に伺いました。その際に、「市議会から照会事項がありますが、議会に出席されて説明をされるお気持ちはありますか」と話したところ、「今は市議会に出席することは差し控えたい」とのことでした。それでは、「市議会からの照会事項についてはどのように対応しましょうか」とお尋ねをしたら、「今回開示される文書も含め、市議会からの照会事項については、執行部で一度受けた後に、執行部が自分に照会をしてほしい。その都度回答します」とのことでした。執行部といたしましても、前市長の発言の趣旨を踏まえて、市議会からの文書照会については、前市長のところへお持ちをし、文書で回答をさせていただくこととしています。

高松秀樹委員長 以上のような説明です。委員の皆さん、質疑を。

奥良秀委員 この文書なんですが、下から4行目の「また、入札前に入札参加業者に対して担当部署を通じてこの旨を通知した」と。要はペナルティはありませんよ、工期延長は認めますよと、通知したと書いてありますよね。通知した文書か何かあるんでしょうか。

松永大学推進室長 文書については、先般来から御説明しておりますように、

文書に残したものはないとおっしゃっていますので、ないと思います。今申しあげましたように、この文書については議員の皆様もいろいろ疑義があったり御質問されたいことがあったりだろうかと思います。それらについては、まとめていただければ私のほうから再度お尋ねをしに行こうと考えていますので、お願いをします。

高松秀樹委員長 白井前市長に尋ねるのは今のおりだと思っんですけど、奥委員の質問は、行政内部のことなんで内部のことについてはお答えいただきたいと思います。今の答弁は「そんなものはありません」ということでいいんですか。でも、ここを見ると、「担当部署を通じて」とあるんですよ。ということは職員どなたかを通じたんじゃないかなという気もするんですが、その辺、確認取れていることがあればお知らせいただきたい。

松永大学推進室長 私たちも前市長のところへ伺ったときに、このこともお尋ねをすべきかと思いましたがけれども、先ほども言いましたように照会を掛けてくださいと言われていています。職員については先般来から10月3日の説明会を含め、市の行政のトップの判断と理解していますので、前市長がそう言ったということの事実だけを受け止めさせていただいて、それぞれの担当職員に、私どもは確認はしておりません。

奥良秀委員 その続きですが、担当部署は是非とも、誰がどういう立場で言ったのかを調べない限り、市内業者何社かおりますが全く理解不能になると思います。その辺はずっと言っていますけど、ヒアリングを行ってください。

松永大学推進室長 市長以外、参加者の問題も、奥委員から御指摘があったところでは、執行部としては、前市長と業者の約束事項について、前市長から説明を受けましたが、当時の事情についてはまだ調査が必要であろうと考えています。また、前市長にも私たちのほうからこの文書を頂い

ただけですので、お話を伺わなければならない案件もあろうかと考えています。御提案の件については、それらの中で検討させていただきたいと考えています。ただ、私たちの室の体制が悪い、あるいは能力が欠けているかもしれませんが、大学推進室の実情を申し上げますと、当初工期内で開学するという腹づもりでやってきたわけですが、工事が遅れるということで現場の職員も全てこの工事、あるいは事務方も代替案の関係の作業に入っていて、開学を迎えるまでは他事案に対応できる状況にはないのが実情です。この辺の状況は、委員の皆様におかれてお酌み取りいただいて、状況が落ち着いてから対応ということを是非させていただきたいと考えています。

山田伸幸委員 残念なことに松永大学推進室長は4月1日からおられないわけですね。それがきちんと引き継げるのでしょうか。

松永大学推進室長 これもいつか一般質問でお尋ねがあったと思いますが、基本的には私たち公務員は、辞めるときには必要な書類を整理した上で文書で引き継ぐことになっていますので、特に今回の案件については非常に問題・課題が多いと認識しています。したがって、内示が出て次の担当者が決まれば、早いうちからこれらの事情については引き継ぐように考えています。

奥良秀委員 それが当たり前だと思うんですけど、前市長の白井さんは市の市長を辞するとき藤田市長に対して、こういったものを伝達されていないんですよね。それを今のうのうとそう言われても、あんまり意味がないのかなと。言っちゃ悪いですけど、前市長さんのこういった事を言って皆さんに御迷惑を掛けましたという文書ですよ。これ、執行部が書かれていますよね。普通であれば、白井さんが作られて、印鑑を市長宛に押されて出すのが筋だと思うんですけど、そこは違うんですか。

松永大学推進室長 こういう文書で一番大事なものは日付、それから自署の署名。

ですから、書いてあることが真か偽かというのは、その署名があること
によって証明されますので、全て自筆で宛名から文書まで書く必要はな
いと思っています。

奥良秀委員 それだったら、担当部署って書いてあるんだから、ちゃんとそれ
を出してください。今すぐに。

高松秀樹委員長 担当部署が、今の段階ではどこか分からないという話ですか。

松永大学推進室長 市長の真意をいろいろとお尋ねしていかないといけないと
ころもあろうかと思います。これはおっしゃったまま書いてますので、
正におっしゃった内容もひっくるめて、適宜私たちも前市長にお尋ねを
していきたいと考えています。

奥良秀委員 私が2月28日に一般質問をして、2週間以上たっています。ヒ
アリングしようと思ったらいつでもできるんじゃないでしょうか。

松永大学推進室長 やっぱり私たちもただヒアリングをするというわけにもい
きませんので、きちんと目的を持って、あるいはヒアリングをした後
をどうするかという考え方を持って対応していかないといけないという考
えですので、少し時間を頂きたいと申し上げております。

奥良秀委員 先ほど、要は大分前の委員会のときに「いや、もう記憶がないで
すよ。記憶が定かではありませんよ」ってことがありましたよね。やっ
ぱり業者に対してもある程度年月がたってくると、記憶が定かではな
くなってきますよね。早くやったほうがいいんじゃないんですかって言う
んですけど、どうなんですか。

松永大学推進室長 そういう御意見も本当に大事な御意見だと思いますけど、
現状私たちはこの市長の文書の意味、それらを踏まえて対応を進めてい

ます。先ほどいろいろとおっしゃいましたことについては、私たちも重々受け止めていますけれども、これらについても全体の流れの中で検討はさせていただきたいという回答をさせていただいたところですので、その辺は私たちにも時間的猶予を与えていただきたいと思います。

山田伸幸委員 担当課というか大学推進室が忙しいというのであれば、議会が直接、皆さんに来ていただいてこの場でお聴きすれば全く問題ないと思いますが。これは本当担当課が忙しいとはっきりおっしゃっています。しかし、市民の関心が物すごく高まっています。特に建設業者からはペナルティを科さないと約束したことに対して、背任だと指摘する業者まで出てきている。自分たちが遅れたときにはペナルティ科されて、ある特定の業者、特定の仕事だけはペナルティ科さないというのは、行政としてあってはならないことじゃないかと。それを許すとは何事かということに厳しく言われています。やはり、そういった点を考えて、これはもう議会が参考人招致をして、このときに在席をされた皆さん、説明会に参加された方に来ていただくのが一番筋ではないか。また、指示をされたというならその指示をした部署もお呼びをして、私たちが調査をすればいいことではないかと思えます。是非、そのように取り計らっていただきたい。

高松秀樹委員長 山田委員の意見に対して、委員の皆さんから何かありますか。ここで、暫時休憩をします。昼から再開をします。1時より再開をいたします。

午後0時3分 休憩

午後1時 再開

高松秀樹委員長 休憩を解いて委員会を再開いたします。まず、引き続き委員からの質疑があれば。

山田伸幸委員 先ほど、関係した職員及び業者への聞き取り調査が必要だと述べましたが、それ以外に気になることが一つあって、開設が遅れることによって厨房業者等が営業できないということで、以前責任を取って対応するという話だったんですが、その点お聞かせください。

松永大学推進室長 今日、工期のお話をさせていただいたので、まず1点。供用開始の時期を御本人にお知らせをします。そこで働かれる方の対応があるということで、供用開始日を御連絡します。もう1点は、大学内の食堂の調査をさせていただいていますので、これらを踏まえて補償を考えさせていただこうと考えています。

山田伸幸委員 それは大学側ではなく市で責任を取るということでしょうか。

松永大学推進室長 契約主体は大学になりますが、経費的なものはこちらから直接出すのか、間接的に大学を介して出すのかは別にしても、責任の所在はこちらにありますので、こちらの対応でさせていただきたいと考えています。

中村博行委員 先ほどの山田委員の、議会側という提案で、全て否定するものではありませんけれども、先ほど松永室長からこの問題については、責任論含めて十分しっかりと調査したいと発言もありましたので、議会側の調査と言いましてもやはりそれなりの時間が掛かると思います。その意味では、先ほどの答弁を受け止めて、真摯に対応していく、ヒアリングも含めてスピード感を持って執行部でされるのであれば、そちらにお任せすべきではないかと考えています。その点について、副市長の考えをお聴きしたいと思えますけど。

古川副市長 今御指摘いただいた件、2点あるかと思えます。この白井前市長の文書は当時の為政者、トップが28年の10月3日にこのように言

ったということを明記されているというこの文書には、すごい重いものがあるということで、私どもはそれを受け止めて今ずっと動いてきているというところでは、先ほども松永室長が聞き取りに行った際に、議会からも出席要請等々が出ていたり、いろんなことに対するこの文書が出ることによって、疑問も呈されるということを受け掛けたときに、前市長は議会から文書で照会があれば文書で答弁するというとも言っていると思いますので、この文書に対するその辺の疑義については、文書で頂きましたら私どもがすぐお伺いして回答を頂いてまいりたいということをお願いしたいと思います。それと、28年10月3日の業者の説明会で、前市長はこのような文書を書かれておられるけど、参加していた者の様子はということも申されました。先ほど松永室長も申したように、4月10日に向けて最大限、大車輪の動きで開学に向けて準備いたしております。しかしながら、議会からの再三再四のこの10月3日の市長の文書はあるにしろ様子をとということですので、ここにありますAランクBランク、特にAランクの業者については開学後にヒアリングをさせていただけたらと考えています。

中村博行委員 本当に微妙な時期だと思います。入学ですし、新入生に対してもそれなりのプレッシャーをかけてもいかがかなという思いがあります。4月10日以降、スムーズに業者関係へのヒアリング、そしてこの件についての責任をしっかりと検証しなければいけないという松永室長のお答えもありましたので、それをしっかりと受け止めていただけるんなら、それはベストまでは行かないかもしれませんが、少なくともベターとは言えるんじゃないかと。1点ずっと気になっているのが、個人の名前を出していかげんかだと思いますけど、やはりずっと答弁でかなり強気な発言をされてきた執行部側の職員、名前出していいですか。

高松秀樹委員長 いいんじゃないですか。

中村博行委員 前大田室長ですが、できうれば大田室長の確認という形だけで

も、御意見なり答弁を頂きたいと考えます。お願いします。

山田伸幸委員 中村委員そのように言われましたけど、市民からの意見というのは全然そういう感覚じゃないんですよ。非常に厳しい目で議会そのものが見られているんです。議会から文書を出して、その答弁を受けてうんぬんじゃなくて、直接呼び出して話をするのがまず第一だと。議会がそういう状況であれば、議会に対して信頼性を損ねるような事態に至っていると私は感じ取っています。非常に厳しい目で議会自身が問われています。先日来からこの理科大学問題について、大変厳しい目で見られますし、私のところについては私自身の発言についてもそんな甘いことをという形で厳しく言われていますし、見ておられない方にもこの状況は知れ渡っているんです、全業者に。やはり大変不公平な行政がこのまま放置されるのか、それを議会は許していいのかという形で言われているんです、そこまで厳しく。今の中村委員の発言ですと執行部の言いなりかと、執行部が嫌がっているならそれを受け入れるのが議会かと絶対言われます。これは議会として先ほどの中村委員のやり方は市民からは到底支持を得られるような発言ではなかったと思います。やはり、執行部が遅れを理由として対応できないとはっきり明言されたので、議会自身が参考人を呼んで話を聴けば、そんなに手間を取ることでありませので、やるべきだと思います。

高松秀樹委員長 山田委員の言われる参考人は、前市長。

山田伸幸委員 10月3日に出席をしていた皆さんです。

高松秀樹委員長 ほか皆さん、今のことに関して、10月3日の事実関係の確認ということだと思うんですが、御意見があれば。

奥良秀委員 2点ほど確認させてほしいんですが、この文書なんですけど、下から2行目の「施工業者から工期の延長の申請があった場合」という文

言ですが、申請があったかどうか。もう1点は、この文書に対して法的拘束力があるかどうか。

松永大学推進室長 申出がありましたので対応したということです。この文書の法的効力ですが、弁護士に相談したところ、効力はあるという回答を頂いています。

奥良秀委員 あったということだったんで、それは書面できちっと残っているでしょうか。

松永大学推進室長 この問題については、通常であれば業者サイドの責任で遅れる場合は、業者サイドが遅延の申請を出してきますけれども、これはあらかじめ遅れることを前提に出していたということです。協議によってこちらから延伸をするという書類を出しています。

山田伸幸委員 今言われた、これが法的拘束力があるとなると、ペナルティを科さないということが容認されるということになりますよね。それが法的に認められるんですか。

松永大学推進室長 この文書についての確認をしたところ、法的拘束力があるという回答を頂いています。

山田伸幸委員 ということは、もしこの文書があったとしたら、ペナルティを科さないということを市は実施すると。もしそのことに対して、市民等からそれはおかしいと告発等があったときに、それは耐え得るものだと判断しておられるんですか。

松永大学推進室長 一応法的に効力があるという認識でやっていますので、そういうことがありましたら、この文書の法的効力をもって対応することになります。

山田伸幸委員 工事約款よりはこの文書が優先ということですね。

松永大学推進室長 そういうことです。

山田伸幸委員 それはないんじゃないですか。工事約款よりこういう今まで様式も何も示されたことのないような前例のない文書のほうが優先するということが今までありましたか。

松永大学推進室長 過去にこういうことがあったかと言われると、私も市役所に入って37年になりますけども、私も個人的には記憶にありません。ただ、この効力については法的にどうかという問合せとして、そういう回答を頂いたということです。

高松秀樹委員長 その部分、もう少し詳しく説明できますか。弁護士からどういった理由でこれに効力があったというのが、説明できればしていただきたい。

松永大学推進室長 弁護士からは、白井氏の文書の効力としてということで、当時の市長が市長時代のことについて、事実関係について証言された内容であるので、その効力はあるという判断ができるということです。

山田伸幸委員 今の発言だと、こういう発言をしたという効力であって、それが有効かどうかというのは別の問題だと聞こえたんですけど。

松永大学推進室長 要はこの文書に書かれている内容に、私たちが拘束されるという意味での法的効力です。

山田伸幸委員 やはり、その当時、そういう発言があったかないかということを中心に改めて精査をする必要が出てきたと思いますので、先ほど言

ったように議会として出席者の確認をするべきだと思いますので、是非そのように取り計らっていただきたいと思います。

高松秀樹委員長　今、山田委員から参考人として委員会という話。先ほど中村委員からまずは執行部へヒアリングをきちんとすべきだという話があります。この件について、ほかの委員の皆様のお聞きしたいと思います。委員会でお話を聴くときは参考人招致になります。参考人招致は、要求は出しますが、強制力はもちろんありません。そういった形で呼ぶのか、それともまずは執行部、責任を持ってヒアリングをしていただくのか。その結果によってはもちろん、参考人として呼び出すという可能性も恐らく残されるのではないのかなという気がします。

吉永美子委員　委員長が言われますように、参考人としてお願いした場合、拘束力がありません。予想されるのは業者では今回の現場で来られた2業者まず来られるであろうと。それ以外の、今回事業に関わらなかった方々からしたら、どちらかというところと迷惑と捉えられかねないと思います。やはり執行部の責任という部分では、当然議会としてもこれはどうなっているのかということ、今後も聴いていかなければいけない立場にあることは当然です。しかし、今、私たち議会には責任がありませんから、まず執行部として責任を取るという形では、今の形では到底納得いくものではありません。ですから、執行部として議会がまず納得できる形で出してもらいたいと思います。私、これを見て思ったのは、前市長が出されておられます、「施工業者からの工期の延長の申請が出されたら、うんぬん」とあります。昨年3月15日に公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学が文部科学大臣に山陽小野田市立山口東京理科大学薬学部設置認可申請書を提出すると、昨年3月15日に出されているんです。このときは当然、現市長でおられたわけではないですか。ここで、やはりもしかしたらペナルティは科さない、工期は延長してもいいよというところであると、今回の言葉でありますし工期の延長の申請があった場合には対応してあげてくださいということは、開学はできなくても

いいよと捉えられかねないわけです。こういった形は、委員会として文書で質問することも一つのやり方かもしれませんが、それも含めて市長のこのときの思いは、大きな責任があると思います。この形だとこの4月に開学できなくてもしょうがないよねと捉えられます。これはなぜ出したのかということにもなりまして、責任という部分ではきちっと対応していただくということでは、執行部の早期の対応をやっていただきたいと思います。

笹木慶之委員　るる経緯も聞かせてもらいましたし、最後に副市長のほうから松永室長を引用しながら、現状の、現場におられる方の最高責任者としての声を聞きました。私とすれば事の始まりは、いわゆる空白の3か月、いわゆる工期が足りないという。そこから全てが発生していると思います。もちろん、開学に向けて最大限の努力をすることを前提に皆さん進んでこられたわけですが、結果として好ましくない、好ましいと言える状態ではないということは明らかです。その中で、要は市長が代わっておられて前市長が発言されたことを、今の現在の執行部はそれを行政の継続性という立場の中で引き継いでおられて、前市長が出された文書が法的拘束力があるということも踏まえて対応しておられるということなわけですから、私も前回の委員会で関連する職員のヒアリングということも申し上げました。したがって、まだできていないようですが、やはり執行部として責任を持って、いわゆる前任者の行為を継続されるということは責任が当然あるわけですから、責任を持ってしっかり早急に解決してほしい。まずそれが先決問題だと私も思います。したがって、先ほど中村委員から話がありましたが、基本的にはそういう方向性の中で、急いで。もちろん開学が大事であることは十分承知していますが、できるだけ早くその点を整理してもらいたい。

奥良秀委員　私も先ほどからきついこともずっと言ってきましたが、山田委員が言われるように、市民目線で考えればおかしい状況に至っている、要は学校建設と執行部の対応だと思っている。今後、副市長が言われた

とおりに早急にヒアリングを行っていただいで対応していただく。その内容で、私も市民の方々からいろんな意見を頂いて、言い方が甘いんじゃないのかもっともっと言わないといけないんじゃないのかという意見もある中で、議員としてはまずは執行部のき然たる姿勢を取ってもらって、今後こういうことが一切ないように、またきちんとヒアリングをしていただけるように、まずこれが第一前提。それで議会に上げてもらって、その内容でおかしければ参考人招致してやるところまでやらざるを得なくなると思います。まずは、本当に真摯に初心に戻って、一般質問しましたけど、ヒアリングしていただいで、業者の思いであったりとかもよく酌んでいただいで、きちんと話をまとめて議会に上げていただきたいとします。まずはそこから始めましょう。

森山喜久委員 実際、私自身もこの28年10月3日の説明会にこだわった分は、この当時の状況の真意を明らかにしてもらいたいといえ、前市長、前室長に対して昨年の2月議会3月議会の説明提案の内容がどういった状況だったのかを含めて、参考人招致してそのときの状況を包み隠さず話をしてもらいたいという思いはあります。ただ、関係機関、関係職員、関係業者については、執行部が責任を持って、大学推進室が忙しいのは分かります。であれば、副市長直轄でも、市としてきちんとヒアリングの体制を取り、上げていくべきと思います。そちら同時進行でもいいと思うんで、してもらいたい。

松尾数則委員 山田委員が言われているように、10月3日に出席された方を参考人として呼ぶべきだという話ですが、ここに参考人として来られた方の意見を一つまとめるというのはなかなか難しいような気がしますし、その場に来られて参考人として呼んでから皆さんの話が聴けるかという、そういうわけにもいかないような気もしますので、できれば執行部でその辺の意見をきちんとまとめて、ここまでこういう事態を生じたのは執行部の責任がかなり大きいと思いますんで、そこのところはきちんとしてもらいたいと思います。

藤岡修美副委員長 前回の委員会でも申しましたように、この理科大に関してはすごく大きなプロジェクトで、本当にうまく行っても工期的に厳しいところから始まって、失われた3か月があったということで、設計のコンサル、施工業者、執行部にも大変無理があったと感じています。今後、このようなことが起こらないように、先ほど松永室長からもお話がありましたけども、じっくり検証していただいて、何が原因なのかをしっかりと究明していただくことが、今後につながるのかなという気がします。

山田伸幸委員 今日の会議は、市民からも注視を受け、監視の中で私たちの審議を見守られているわけです。市民目線ということであれば、議会自身が自らこの調査に乗り出していけないと、私は議会が市民からの信頼を失墜してしまう。先ほどから皆さんの意見をお聴きしますと、執行部に委ねるという形を主張しておられますが、それでは市民の負託には応え切れなと思います。

高松秀樹委員長 という山田委員の意見に対しまして。ほかの委員の意見というのは、参考人招致つまり議会が調べるのを否定しているものではないと思います。まずはこれは執行部の責任の中で、きちんと調査をすべきだと。その調査に対して、いわゆる不信感等があれば、議会も参考人招致、もしかしたらそれ以上のことも含めて協議すべきだという御意見かなと思います。どうですか、山田委員。まず10月3日に参加した業者及び職員、このヒアリングを直ちにさせていただく。その結果によって、さらに参考人を呼ぶかどうかということを委員会として考えるというのはいかがですか。

山田伸幸委員 ヒアリングできないとさっき言ったじゃないですか。4月10日以降になると言われたじゃないですか。

高松秀樹委員長 日程等はこれからどうするのかという話はもちろんします。

執行部がヒアリングは一切できませんという話になれば、もちろん議会です。疑義がもう生じているわけですからこれを放置するわけにもいきませんので。まずは執行部サイドでヒアリングが可能かどうか。そして、可能な場合は、A、B業者、職員まで含めてヒアリングする気があるかどうか、お答えできれば。

古川副市長 先ほども申しましたように、開学以降、基本的にAランクについてはちゃんと聞き取りをしていきたいと御回答させていただきます。

高松秀樹委員長 今の答弁で私が気になるのはAランクという話ですけど。

山田伸幸委員 なぜ、Bランクと出席職員全員の聞き取りをされないのか。席順以外のものも出ておったと思うんです。この間の報告を聞くと。

高松秀樹委員長 執行部の皆さん。14社プラス8名だったですかね。ヒアリングされるんなら全員されたほうがいいと思いますけど。

古川副市長 委員長の御指摘もございましたので、少し時間は掛かるとは思います。開学後、出席された方々には内容はお聴きいたしましょう。

高松秀樹委員長 それで、期日を切りたいと思います。執行部でこのぐらいの日にちというのがあれば。

古川副市長 どちらにしても4月10日の開学は、大学推進室だけでなく、大学と行政のほうもいろいろありますので、その後に時間を頂けたらと考えますが。

高松秀樹委員長 できたら、4月の中旬まで聞き取りをしていただきたいと思います。だんだん時間がたって、皆さんが記憶がなくなってくるという話もありますので、できるだけ早くの聞き取り、そして中旬ぐらいまで

ということで、委員の皆さんどうですか。いずれにしても10日まで難しいって話なんですよ。

古川副市長 年度末年度初めで、ちょっとお時間を頂けたらと思います。

高松秀樹委員長 この結果を待って、次の委員会というか動きで。

山田伸幸委員 到底納得できる話ではないです、正直言いまして。市民がそれより先に別の行動を起こされるんじゃないかという心配をしています。その際には議会の権威が失墜していると思わざるを得ません。

高松秀樹委員長 次に、中村委員からありました、当時の成長戦略室長の取扱いについてどうするか、委員の皆さんにお諮りをしたいと思います。御存じのように、中心とならずずっとやってこられて、今ちょっと異動されているんであれですけど、その元室長からどういうふうに委員会として情報入手するかということ、先ほどの御意見はこの場に来て答弁をしていただきたいという話でしたが、この件について。

山田伸幸委員 それができるんなら、当時関わった市の職員は皆できるんじゃないですか。

高松秀樹委員長 すいません、1個ずつやっていますので。

山田伸幸委員 ですから、大田前室長だけでなく、入札に当たった職員もできるんじゃないですか。

高松秀樹委員長 まず、大田元室長の話です。できるんじゃないですかというのは執行部サイドの話じゃないんです。こっちの委員会の話をしているんです。皆さんどうしますかという話を。

吉永美子委員 中村委員にお聞きしたいんですが、当時の成長戦略室長、大変強気な態度であられたことは事実だと思っています。その室長に対してどういうことを聴きたい、どういうことを確認されたいのか聞いておきたい。

中村博行委員 当然、今まで出てきた全般的な、28年10月3日の真意について、あるいはそれに多分付随することかと思えますけどペナルティの問題とか。先日も申しましたが、ペナルティはと質問したときに、そんなものは考えていませんよと、できますよという考えだったんです。そういう質問自体がおかしいという答弁があったと先日も申し上げましたけども。そういうぐらいの強い答弁をされてきた、実は10月3日の白井前市長の考えを受けておられたら、どういう思いでずっと答弁されてきたかというのは気になるころではあります。

吉永美子委員 執行部がヒアリングをするというのは、あくまでも業者だけですか。職員もするんでしょ。

高松秀樹委員長 職員もですけど、山田委員の意見は、それやったら委員会に呼んで話を聴いたらっていう話だったんです。

吉永美子委員 だから、この方を呼ぶかどうかという部分については、ということ言っているんでしょ。だから、執行部は職員にも聴くんでしょ。だから、この方にも聴くんでしょ。それからじゃ遅いんですかって話です。

高松秀樹委員長 それは皆さんで決めてくださいということですよ。

吉永美子委員 だから言っている。聴くんならば同じことじゃないですか。それやったら業者も呼ぶってことになるんでしょ。あの方だけを呼ぶんだったら。だから、ヒアリングをこの職員にはしない、業者だけですって

いったら対象外になるから、議会としてどうなのかというのがあると思うんですけど、まず第一段階として職員にもするというのであれば、そういったやり取りを踏まえて聴くと思うので、それからでいかがでしょうと思うんですけど。

高松秀樹委員長　という意見です。それからにしますか。

中村博行委員　皆さんの意向にお任せしたいと思います。ただ、私が申したのは、特に、一番この問題に精通されてきて、答弁もしっかりされてきた関係上、一番前市長の傍らにおられた方なんで、そういう提案をさせていただきましたが、その後でということであれば異存ありません。

高松秀樹委員長　彼に出席していただくと、この理科大の全体像は浮き彫りになるのかなという御意見だと思います。しかし、吉永委員の言うように、まずは執行部でしっかりヒアリングしていただく。職員の場合は、現職の場合は参考人となりませんので、単なる出席要求という形になりますので、そこは御理解をいただきたいと思います。それでは、その前成長戦略室長も含めて、まずは現執行部からしっかりヒアリングをしていただくということによろしいですか。

山田伸幸委員　それは納得できません。

高松秀樹委員長　ほかの皆さんはいいですか。ほかに何か意見があれば是非。

笹木慶之委員　先ほど言いましたが、前体制が現体制に移行されて動いておるということで、引継ぎをされて責任持って執行しておられるわけで、当時の成長戦略室にもおられた方もこの場におられるわけで、それらを含めて先ほど言ったようにきちっと整理してほしいと思うんです。特定の人だけをどうこうするというのは、いびつな形になると思いますから、組織で片を付けて。前体制と現体制が違う意見を持っておられたら、そ

それはまた違う方法がありますが、それを責任持って継承するという話の中でこうなっているわけですから、それなら今の体制できちんと片付けてもらわんとということです。

高松秀樹委員長 皆様方の意見のように、執行部をお願いをして今後進めていきたいと思えます。ということは4月も含めてこの件に関しては恐らく数回、この特別委員会について開催するという事になるかと思えます。ほかに皆さんなければこれで閉じたいと思えますが、よろしいですか。

古川副市長 今御指摘のありました件につきましては、その方向で進めていきたいと思えますし、また先ほどA棟の議案につきましては、繰越明許とかいろいろございます。その辺についても御理解をいただきたいと思えます。先日もるる述べましたが、やはりこの議案につきましては議員の皆様や議会に対しまして非常に御手数をお掛けしたこと、またぜい弱な体制で臨んだことについてはおわびを申し上げますし、これから4月10日の開学に向けて、全力で進んでまいりたいと思えますので、御理解と御協力のほど、お願いいたしたいと思えます。

山田伸幸委員 明許問題はまだ私は片付いてないと思っています。というのは、今日はまだ3月16日ですよ。会期末は28日ですよ。その前から既に明許を臭わすような、間に合わない間に合わないで一方的に言われても、この場で納得しろというのは、私は到底、しかも議会の議決をないまま突き進もうというのは、議会としての自殺行為ではないかなと思えます。それを、あたかも承認されたような副市長の言い方はおかしいんじゃないでしょうか。

古川副市長 承認というんじゃなくて、その辺の御理解をお願いいたしたいと言ったんです。

山田伸幸委員　ということは、もう議会の議決をなしにやるよということを、
今言われたんでしょうか。

古川副市長　先ほども申しましたように、二つの手法がございまして、基本的
には議決を求めるように当然進めておりますけれども、第二の手段とし
てそういうこともあると御理解をいただきたいと申しております。

山田伸幸委員　なぜ、会期末に間に合わせていきたいという方向が示されない
んでしょうか。最初から専決ありきで今言われているとしか受け取れな
いんですが。

古川副市長　先ほど、松永が申しましたように、いろいろな事務手続上とか仮
契約とかの関係で、なかなか工期がタイトということで絶対会期末まで
に議案が出せるということが断言できないということを御理解ください。
それは出せるようには頑張りますが、そういう第二の手法もあるという
ことを御理解ください。当然、間に合うようには現場は頑張っていきま
す。

山田伸幸委員　専決というのは異例の手法であるというふうには思っておられ
ないようですね。

古川副市長　異例と申しますか、当然議会の議決を受けるのが第一だというふ
うには考えております。しかしながら、今この状況でなかなか期間も短
くて難しい、また期間が難しいと言うと、お前らもう少ししっかりせい
やと言われることは確かではございますが、当然間に合わすように頑張
りますが、万が一間に合わす間に合わすと言って間に合わんやっただとい
ったら、お前らまたどうしたんかと言われるので、そういうことも少
し頭に入れておいていただきたいということでございます。

山田伸幸委員　前回の委員会で既にこの繰越明許というのは資料を出されたん

ですよね。その時点からも間に合いそうにない、繰越明許が必要だということを示されていて、じゃあそれがなぜ3月28日の会期末ににそういう議案として出されないのかが私は理解できないのです。前回出されているんです。今回出されたわけじゃないですよ、この資料。私が言うほうがおかしいですかね。

松永大学推進室長 前回の資料のときには、工期が延びることが分かっておりましたけれども、金額の算定が実はできていない、そのお話をして〇×でお示しをしたと思います。今、その金額の計算をしておりますので、金額が確定しないと予算の組みようがないということで、今現場で最終的な変更起工を鋭意進めているという状況の御説明をしたところなんです。ですからその時点で金額が分かれば、当然3月議会に補正予算という形で出せたということですけども、工期が延びることしか分からなかったものですので、そういう状態になったということです。

高松秀樹委員長 恐らく副市長は可能性の話をされたと思いますが、議会と執行部は車の両輪というふうに言われております。あと2週間あります。最大限の努力をしていただいて、やはり議案化をしていただくのが筋だと思っておりますので、それを今の時点から間に合いそうもないという形で諦めるということではなくて、やっぱり努力をしていただいて、あくまでもわれわれは専決ではなくて、そのときに議決をしたいと思っておりますので、是非各々立場を尊重しながら今後進めていってほしいというふうに思っています。よろしいですか。以上で、山口東京理科大学調査特別委員会を終わります。お疲れ様でした。

午後1時46分 散会

平成30年（2018年）3月16日

山口東京理科大学調査特別委員長 高松秀樹